

建設関連業務委託設計変更等事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県が発注する工事に係る測量、調査、設計若しくは監理の委託及び道路、河川等の維持管理に関する清掃、除草及び剪定業務等の委託（以下「業務委託」という。）に係る設計変更及びそれに伴う契約変更の取扱いに関し、必要な事項を定め、事務の適正化と合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 設計変更 静岡県業務委託契約約款（以下「約款」という。）第18条及び第19条等の規定により設計図書等を変更することをいう。この場合において、契約変更の前に受注者に指示することを含むものとする。
- (2) 履行期間変更 約款第18条、第19条、第20条、第22条及び第23条等の規定による履行期間の延長又は短縮をいう。
- (3) 契約変更 設計伺作成要領別紙2「設計（変更）伺」により、設計変更の内容を反映した設計図書等（以下「変更設計書」という。）及び支出負担行為伺（変更）を起案し、履行期間又は業務委託料を変更する契約の締結までをいう。
- (4) 軽微な設計変更 以下のすべてに該当するものをいう。
 - ア 業務の内容の変更で重要でないもの
 - イ 変更見込金額の合計金額が200万円未満のもの

(設計変更の範囲)

第3条 特段の理由がない限り、当初契約時の業務目的を履行する範囲内の設計変更を原則とする。

(設計変更の対象となる事項)

第4条 設計変更は、以下の各号の一に該当する場合に行うことができる。

- (1) 設計図書が相互に一致しない場合（設計図書に優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合
- (3) 設計図書の表示が明確でない場合
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された履行条件が実際と一致しない場合
- (5) 設計図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別の状態が生じた場合
- (6) その他、発注者が必要があると認める場合
- (7) 約款第20条、第22条及び第23条等に該当する場合

(設計変更の手続)

第5条 設計変更は、手続が別に規定されているものを除き、その必要が生じた都度、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認した上で、静岡県委託業務監督要領様式第1号(以下「指示書」という。)により発注機関の長の決裁を得て、受注者へ指示することにより行うものとする。ただし、軽微な設計変更のうち、1件の指示書の増減額が100万円未満の場合は、総括監督員の決裁とする。

2 前項の決裁に際しては、変更の理由等を記載した書面を指示書に添付するものとする。なお、指示書によらずに設計変更を行う場合は、設計(変更)伺へ設計変更の理由等を記載した書面を添付するものとする。

(設計変更に伴う契約変更)

第6条 設計変更に伴う契約変更は、適切な時期に変更設計書及び支出負担行為伺(変更)の決裁を受け、約款第25条の規定により、受注者との協議を経て行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴う契約変更は、業務完了(債務負担行為等の複数年度に渡る業務委託にあつては、各会計年度末)までに行うことをもって足りるものとする。

(履行期間のみの変更)

第7条 約款第22条、第23条及び第24条の規定による履行期間の変更契約のみ行う場合にあつては、発注機関の長が専決処理するものとする。

(附 則)

この要領は令和7年10月1日から施行する。